

第6章 事業に係る許認可、届出等

本事業の実施に際して必要となる法令又は条例の規定による許認可、届出等は、表6-1-1に示すとおりである。

表6-1-1 本事業の実施に係る許認可等

許認可等の種類	根拠法令	許認可等を行う者
第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	都市再開発法	広島市長
第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可	都市再開発法	広島市長
大規模小売店舗の新設に関する届出	大規模小売店舗立地法	広島市長
標識設置届出	広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例	広島市長
リバーフロント建築物等美観形成協議制度に基づく届出	リバーフロント建築物等美観形成協議制度	広島市長
建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法	建築主事又は指定確認検査機関
広島市自転車等の放置の防止に関する条例に基づく届出	広島市自転車等の放置の防止に関する条例	広島市長
航空障害標識設置届	航空法	大阪航空局長
労働安全衛生規則に基づく届出	労働安全衛生法	広島中央労働基準監督署長
騒音規制法に基づく特定建設作業の届出	騒音規制法	広島市長
振動規制法に基づく特定建設作業の届出	振動規制法	広島市長
建築工事届及び建築物除却届	建築基準法	建築主事
特定粉じん排出作業等実施届	大気汚染防止法	広島市長
分別解体計画等の届出	建設リサイクル法	広島市長
特定施設設置届出	騒音規制法	広島市長
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく省エネルギー措置の届出	エネルギーの使用の合理化に関する法律	広島市長
参考（必要な都市計画決定）		
第一種市街地再開発事業の都市計画の変更の決定	都市計画法	広島市
都市再生特別地区の都市計画の決定	都市計画法	広島市

第7章 広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域の選定

「広島市環境影響評価条例」(平成11年 広島市条例30号)に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」(平成11年 広島市公告)に基づき、対象事業の実施を予定している区域及び既に入手している情報によって1以上の環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業計画地敷地境界から500m及び電波障害の生じるおそれのある地域(図7-1-1(1)、(2))を選定した。

本事業の実施による、環境要素ごとの影響範囲は以下のとおり。

環境要素	環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
大気質	<p>【施設の稼働、建設機械の稼働】</p> <p>施設の稼働時においてあまり大きな排出源は考えられない。また、建設機械の稼働時についても期間が限定されることから事業計画地敷地境界から500mまでを環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>【施設関係車両の走行、工事関係車両の走行】</p> <p>施設関係車両及び工事関係車両の走行により発生する排出ガスについては、車両が集中する事業地周辺の道路沿道を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
騒音	<p>【施設騒音及び低周波音、建設作業騒音】</p> <p>施設の利用に伴う空調施設等の稼働及び建設作業の影響範囲については、周辺の状況(北側は広島駅、南側は河川)を考慮して、事業計画地敷地境界から200mまでを環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>【施設関係車両の走行、工事関係車両の走行】</p> <p>施設関係車両及び工事関係車両の走行により発生する騒音については、車両が集中する事業地周辺の道路沿道を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
振動	<p>【建設作業振動】</p> <p>建設作業振動については、周辺状況を考慮して事業計画地敷地境界から100mまでを環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>【施設関係車両の走行、工事関係車両の走行】</p> <p>騒音と同様の範囲とした。</p>
日照障害	<p>冬至日における日影の範囲を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
電波障害	<p>計画建物によりテレビ電波が遮られる方向および反射する方向を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>

環境要素	環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
風害	周辺状況を考慮して計画地中心から半径440mの範囲までを環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
景観	事業計画地が眺望できる主要な地点を、環境影響を受けるおそれがあると認められる地点とした。
廃棄物等	解体工事に伴う廃棄物、土地の改変、建築工事に伴う建設副産物・残土及び施設の供用に伴う廃棄物の発生は、事業計画地内で発生するものであり、これらは適切に処理し、事業計画地周辺に飛散させたりすることはないため、事業計画地を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
温室効果ガス等	施設の供用に伴い、事業計画地から温室効果ガスを排出することが考えられるため、事業計画地を環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

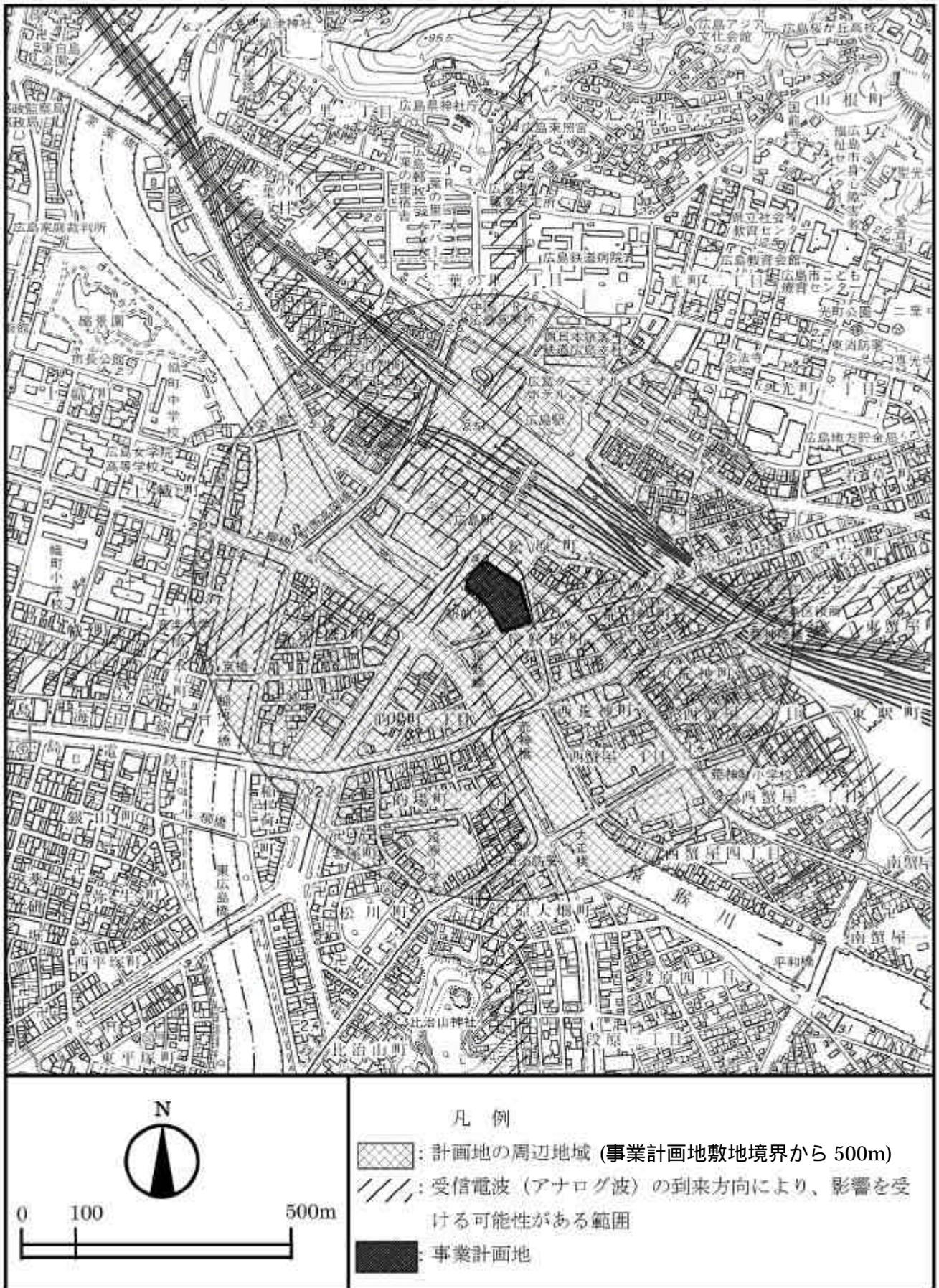


図 7-1-1(1) 環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

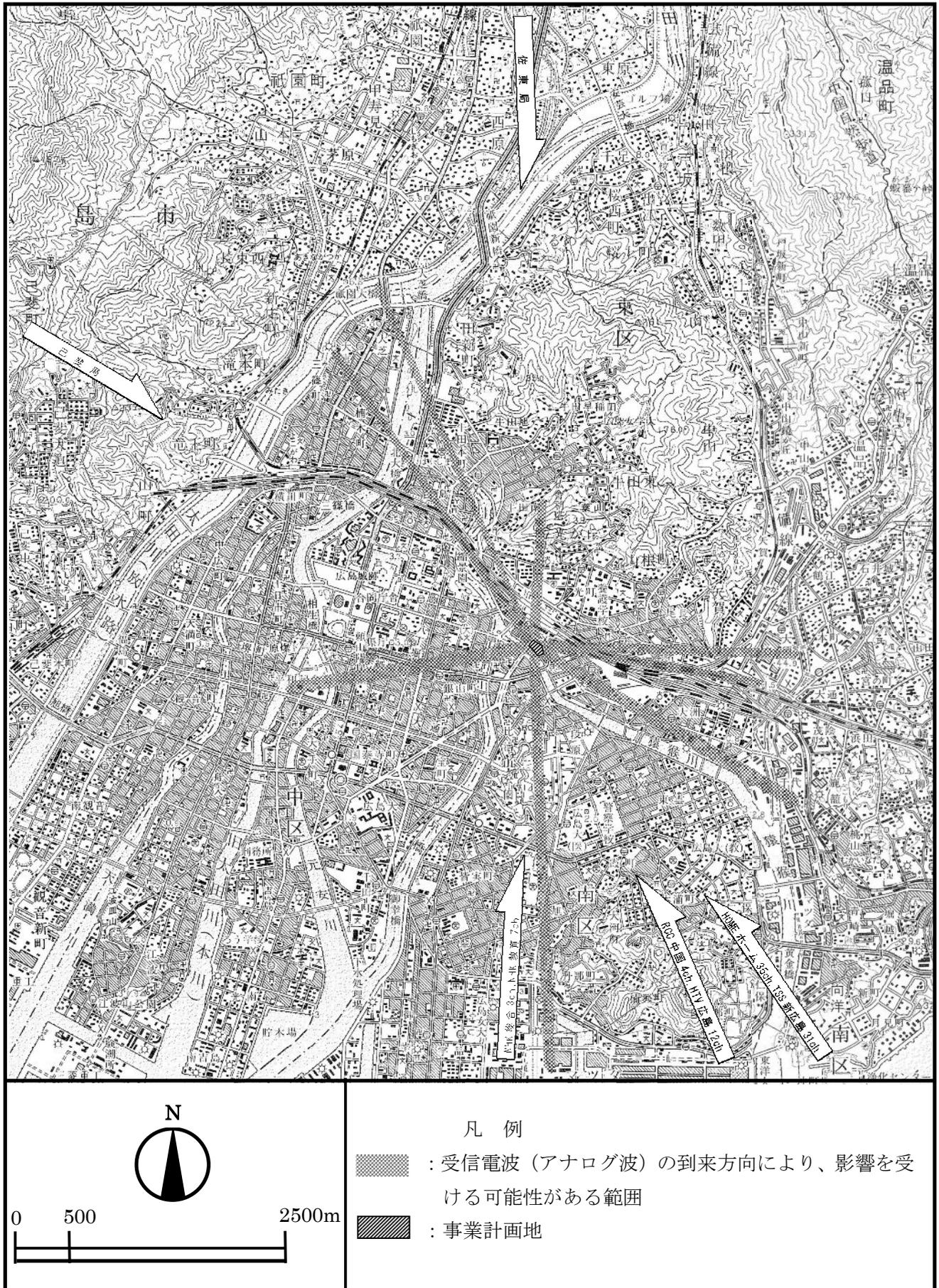


図 7-1-1(2) 環境影響を受けるおそれがあると認められる地域